

証券コード 7483

平成 28 年 6 月 13 日

株 主 各 位

大阪市中央区東心斎橋 1 丁目 5 番 5 号

株式会社 ドウシシャ

代表取締役社長 野 村 正 幸

「第 40 回定時株主総会招集ご通知」の一部訂正のお知らせ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、平成 28 年 6 月 29 日に第 40 回定時株主総会を開催するため、同年 6 月 13 日に送付させていただきました招集ご通知及び 6 月 7 日付にて当社ホームページに掲載いたしました「第 40 回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」に、一部訂正すべき内容がございましたので、株主の皆様には、ここにお詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトをもちまして下記の通り修正のご連絡をさせていただきます。

なお、修正箇所につきましては下線を付して表示しております。

敬具

記

訂正箇所

第 40 回定時株主総会招集ご通知

計算書類 34 頁 「5. 税効果会計に関する注記」

【訂正前】

法人税率の変更等による影響

(注)「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 15 号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成 28 年法律第 13 号)が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立し、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 33.02%から平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度及び平成 29 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については 30.81%に、平成 30 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.58%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が 50 百万円、繰延ヘッジ損益が 36 百万円それぞれ減少し、法人税等調整額が 19 百万円、その他有価証券評価差額金が 4 百万円それぞれ増加しております。

【訂正後】

法人税率の変更等による影響

(注)「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 15 号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成 28 年法律第 13 号)が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立し、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 32.22%から平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度及び平成 29 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については 30.81%に、平成 30 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.58%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が 33 百万円、繰延ヘッジ損益が 23 百万円それぞれ減少し、法人税等調整額が 14 百万円、その他有価証券評価差額金が 4 百万円それぞれ増加しております。